

# 現況調査の実施について

## 令和2年度の更新時に実施します

医療保険者には、定期的に参加者の業態の確認を行うことが義務付けられておりますので、来年度の更新の際に3年ぶりの現況調査を実施いたします。

建設国保では、業種と業態を確認するため、下記の添付をお願いする予定ですので、あらかじめ必要書類の保存や、確定申告などのご準備をお願いいたします。

## 調査書に添付いただく証拠書類として

※証拠書類は、全てコピーで添付をお願いします。

### ◆法人事業所の場合は

「建設業の許可について(通知)」(有効期間内のもの) または、  
「登記簿謄本 (建設工事業のみのもの)」と、  
組合員全員の、「健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬決定通知書」(直近の)

### ◆個人事業主や一人親方の場合は

「令和元年分の所得税の確定申告書 B」または、  
「建設業の許可について(通知)」(有効期間内のもの)

### ◆個人事業所の従業員の場合は

- ・事業主が加入している場合は  
「令和元年分の給与所得の源泉徴収票」(支払者の名称・氏名の記載があるもの)
- ・事業主が加入していない場合は  
事業主の「令和元年分の所得税の確定申告書(申告書 B)」か、  
「建設業の許可について(通知)」(有効期間内のもの) と、  
ご自分の「令和元年分給与所得の源泉徴収票」(支払者の名称・氏名の記載があるもの)

※確定申告書 Bは、税務署の收受印か、電子申告の受付日時と受付番号が記載されているものがが必要です。

※確定申告書 Bの「職業欄」で、建設業29業種のいずれかを確認します。

分かりにくい場合は、工事「契約書」や、工事内容の「発注書」、「請求書と通帳のコピー」など、工事を行った結果の収入の有無も確認できるよう、それぞれ複数枚添付願います。



👉 あらかじめ、具体的な工事業の内容を記入して申告いただくと、提出書類が少なく済みます。  
(例：内装工事、板金工事、塗装工事、防水工事、造園工事、電気工事、土木工事など)

※職業欄の書き方にはご注意ください! 「○○業」ではなく「建築○○」もしくは「○○工事」と!  
建築以外の業務や販売業などと区別できるように申告してください。

# お名前のフリガナ確認にご協力をお願いいたします。

**世帯全員(加入者のみ)の氏名読み方確認書を提出いただきます。**

---

建設国保では、令和元年 10 月より氏名の読みカナ登録ができるようになりました。来年の現況調査に合わせて、組合員様とご家族様のお名前のフリガナを確認させていただきますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。